

朝鮮における知的所有権保護制度とその生活力

朝鮮社会科学院人権問題研究所研究員
キム・スニル(金昇日)

朝鮮では科学者、技術者のみならず、広範な勤労者たちが科学研究活動に自由に参加しており、国家は彼らが成し遂げた科学研究成果を法的に徹底的に保護している。

偉大な指導者金正日同志は次のように述べた。

「社会主義社会においては、勤労人民大衆の自主的権利が完全に保障され、彼らの創造的威力が余すことなく発揚され、社会のすべての勤労人民大衆のために服務します。」

朝鮮で実施されている知的所有権保護法には、著作権法、科学技術法、発明法、コンピューターソフトウェア保護法、遺伝子転移生物安全法、原産地名法、工業デザイン法、商標法、有機産業法、気象法、ソフトウェア産業法等がある。

本稿では朝鮮において、知的所有権保護法が知的財産の創造者の権利をどのように保護しているかについて、著作権法、発明法、科学技術法を通して分析してみることとする。

2001年3月に採択された朝鮮民主主義人民共和国著作権法は全6章48カ条で構成されている。著作権法は著作権者の権利を保護し、文化芸術と科学技術発展に貢献することを自らの使命としている。著作権法によって、保護される著作権者の権利は次のとおりである。

著作権者は文化芸術と科学技術分野の著作物を創作した者または同権利を譲り受けた者で、著作物に対する人格的権利と財産的権利を有する。人格的権利には著作物の発表を決める権利(発表権)、著作物に名前を明らかにする権利(氏名表示権)、著作物のタイトル、内容、形式等を変えることができないようにする権利(同一性保持権)が含まれる。著作権者の人格的権利は著作物を創作した者だけが有し、譲渡、相続することはできず、無期限に保護される。

財産的権利には、著作物を複製、公演、放送する権利、著作物の原作や複製品を展示、または配布する権利、著作物を編作、編曲、脚色、潤色、翻案、翻訳等の方法で改作し、新しい著作物を作る権利、著作物を編集する権利が属する。著作権者の財産的権利は全部、または一部を譲渡し、または相続することもでき、著作権者は全部または一部に対する譲渡を行い、財産的利益を得ることができる。

著作物を創作した著者と譲り受けた著作物に対する財産的権利を有する権利者が一つの著作物において併存することができる。この場合著作権者は著作物に対する人格的権利だけを有し、譲り受けた者は著作物に対する財産的権利だけを有することができる。

著作物に対する財産的権利は著作物が発表された時からそれを創作した者の死亡後50年まで保護される。

1998年5月に採択された朝鮮民主主義人民共和国発明法は全5章64カ条で構成されている。発明法は発明権、特許権登録の申請と審議、発明権、特許権の保護の下、制度と秩序を立て、発明創造を奨励し、発明の利用を促すことで科学技術と人民経済の発展を推進して貢献することを使命とする。

発明法においては、国家が発明権、特許権、所有者の権利を保護する際に生じる具体的な問題を規制している。発明法によれば、発明権を受け取った科学技術の利用は機関、企業所、団体に、特許権を受け取った科学技術の利用はその所有者に権利が付与される。機関、企業所、団体と公民が特許で保護されている科学技術を利用して製品を生産しようとする場合、特許権所有者の承認を得なければならないし、特許権所有者の承認なしでは特許権を取った科学技術を第三者に譲渡できない。

そして国家が特許権やその科学技術

の利用権を譲り受けた場合は、特許権所有者に適正な報償を行わなければならない。

発明法によって、人民経済発展に貢献した発明家と発明で登録された科学技術の導入者は、社会的に優遇され、適正な国家的評価を受ける。

発明法によって、発明権、特許権所有者の権利を侵害した場合にはその損害を補償させ、情状により行政的または刑事的責任を負わせる。

1988年12月に採択された朝鮮民主主義人民共和国の科学技術法は全8章83カ条で構成されている。科学技術法は科学技術発展計画と科学技術の研究開発、科学技術審議と普及、導入、科学技術と経済の一体化、科学技術人材の管理、科学技術事業に対する条件の保障において、制度と秩序を厳格に立て、科学技術を絶え間なく発展させることに貢献することを自らの使命としている。

科学技術法においては、科学者、技術者たちと生産者たちの発明、創意工夫、合理化案に対する評価を直ちに行い、新たに研究した科学技術を正確に審議し、適時に導入するように要求している。また、科学技術発展に寄与できる論文を発表した場合、学位と名誉称号をはじめとする表彰を行い、国家に経済的利益をもたらした場合には決められた基準に沿って賞金を与えるようにしている。科学者、技術者たちの生活条件をしっかりと保障し、彼らを社会的に積極的に評価して優遇しなければならないということも科学技術法の基本条項中の一つである。

科学技術法によれば、科学研究結果を誇張し、または他公民の著作、発明、特許、創意工夫を盗作、または侵害して学位や等級を受け取った場合には、剥奪し、情状により行政的または刑事的責任を負わせる。

朝鮮では知的所有権保護制度は、科

学者、技術者のみならず広範な勤労大衆の創意工夫と発明意欲を積極的に奨励しており、実践において大きな生活力を表している。

2018年に行われた第16回国家発明展覧会は、朝鮮で知的所有権保護制度がどれほど大きな生活力を発揮しているのかを集中的に見せてくれた。展覧会には国の経済発展を力強く推し進めていく過程で、既に発明権、特許権を受けることで知的所有権が確定された1000件あまりの発明技術が出品された。

代表的な発明品と技術を見ると、大容量水力発電機用调速機、回転炉による鉛精鉱焼結方法、押出法による工具用鋼管生産方法、耐海水性ポルトランドセメント生産方法、農作物の生育に欠かせないさまざまな養分及びミネラルがバランスよく含まれている複合栄養液「復興-1」号と、その生産方法を挙げることができる。

朝鮮では、毎年国家発明展覧会だけを見ても国家産業美術展示会、全国医療器具展示会、5.21建築祝典、全国3大革命技術革新展示会、鉄道省科学技術祝典、全国大学生科学技術祝典など、各部門別科学技術祝典が数多く行われているが、各展示会に出品される科学技術成果はすべて、科学者や技術者だけでなく、広範な勤労者たちによって創案製作されたものである。

その中には今まで6件の国家発明権と5つの新技術登録証をはじめ、多くの創意工夫証書と修士の学位を授与された文坪製錬所の労働者もあり、百種類の花とブドウの果汁を利用した加工酒の製造法を発明して特許権を受けた70歳を過ぎた女性もいる。遠隔試験システムからの試験履歴情報分析によるプログラム作成能力評価方法と特別な装置がなくても教育の情報化の実現に貢献できる多機能教室用電子黒板などを発明した発明家たちが赤いネックチーフを締めた少年団員（ピオネール）だったという事実は、朝鮮の知的所有権保護制度の優越性を雄弁的に見せている。

朝鮮では、発明、特許で登録された多

くの科学技術成果が金属、化学、機械製作工業をはじめとする経済の各部門、単位に大々的に導入され、実際に大きな効果を出している。

代表的なものだけ見ても、朝鮮屈指の大冶金基地である黄海製鉄連合企業所の酸素熱法溶鉱炉と品質の低い菱鉄鉱から品質の高い鉄精鉱を生産できる載寧鉄山のデジタル式磁化焙焼炉、国内産原料に基づいた酸化鉄精密脱硫剤を製造導入し、チュチュ肥料生産に貢献した発明技術と合成繊維、合成樹脂をはじめとするさまざまな科学製品を生産、保障できる基礎を築いた朝鮮の実情に合う無煙炭のガス化発明技術などを挙げることができる。

新しい発明品と科学技術成果は人民生活と直結した農業と水産業、軽工業部門でも創造、導入され生産に大きく貢献している。

実例で生長促進作用と発酵添加剤としての機能、殺虫、及び殺菌能力をすべて備えている有機生長活性促進剤「キリム」は全国のすべての農業生産単位で導入試験を行い、その優越性が確認されて国内特許を取っており、朝鮮の農業生産力をより高い水準に発展させられる確固な見通しを開いた。

従来に比べ、燃油1トン当たりの漁獲実績をはるかに向上させ、年間出漁日数を決定的に増やし、漁場評価の正確度を80%以上保障できるようにした標準化された統合生産システムや、健康に良い発芽玄米生産の工業化技術、さまざまな機能性化粧品の開発技術も人民生活向上において大きな効果を出している。最近、朝鮮でグリーン建築技術、省エネ技術を導入して建設した黎明通りは飛躍的に発展する朝鮮の建築技術をはっきりと誇示した。

その他にも乾式変圧機製作方法、モリブデン酸塩を含む植物活性化剤、芝生用選効性複合肥料、活性水素発生法とその装置、餌添加剤用酵素である再調合フィターゼ、知能型コンピューター入力装置、超音波吸入器をはじめ、数多くの

知的製品が現実に導入され、国の経済発展に貢献している。

朝鮮では国の科学技術発展に貢献した人々には高い国家受勲と名誉称号、国家的恵沢と配慮がなされている。

2017年だけでも「高温蓄熱体による洞穴耐火物焼成工程確立」、「馬息嶺スキー場ワゴン式高速リフト操縦及び管理システム確立」、「無人化された衛生用品生産工程確立」、「被服技術準備から多次元設計技術確立」、「国家的な農作物生育予報システムの樹立」をはじめ、国家的に意義があり、経済的価値が大きい科学技術的発明を成し遂げた190名強の科学者、技術者、活動家に国の最高科学技術賞である2.16科学技術賞と科学技術革新賞の証書が授与され、金日成総合大学平壤医学大学医学科学技術交流所のリム・チャンホ所長をはじめとする5名の科学者、技術者が2017年国家最優秀科学者、技術者に選定された。

こんにち、朝鮮の科学者、技術者は党と国家の大きな配慮によって、黎明通りと未来科学者通り、衛星科学者住宅地区、銀河科学者通りのような現代的な住居で新居を構え、科学者専用休養所で楽しい休息の日々を過ごしている。このように朝鮮の科学者、技術者と勤労者は知的所有権保護制度に基づいて、知的製品に対する権利を法的に徹底的に保障されており、国家的関心と配慮の中で社会主義強国建設と人民生活向上に貢献できる価値ある科学技術成果を絶えず創造している。

2018年4月に行われた朝鮮労働党中央委員会第7期第3回総会では知的所有権保護制度を完備するための実践的な対策を立て、徹底的に執行して科学技術発展を促すことに対する課題を提示した。

朝鮮労働党の正しい政策と科学的な指導によって、朝鮮の知的所有権保護制度はこれからも発展する現実に合わせて、絶えず完備されてゆき、科学技術の力で社会主義強国建設を早めるための朝鮮人民の闘争は必ず勝利するであろう。

[朝鮮語原稿をERINAにて翻訳]